平成26年11月25日
（火曜日）

北海道教育委員会公報

第6131号

目　　次

教育委員会規則
○北海道立特別支援学校学則の一部を改正する教育委員会規則……6
告示
○平成26年度北海道教育委員会職員（学芸員）採用選考の実施について……10
○平成26年度北海道教育委員会職員（文化財保護主事）採用選考の実施について……12
○平成27年度北海道教育委員会職員（船員）採用選考の実施について……14
○平成27年度北海道立高等学校の生徒募集人員について……16
○平成27年度北海道立特別支援学校の幼稚部、高等部及び高等部専攻科に係る入学者の募集について……26
○社会教育主事となる資格の認定について……40

公布された教育委員会規則のあらまし

◆**北海道立特別支援学校学則の一部を改正する教育委員会規則**（教育委員会規則第22号）

1　趣旨

北海道高等盲学校及び北海道札幌盲学校の廃止並びに北海道札幌視覚支援学校の新設に係る改正を行うほか、平成27年度における北海道立特別支援学校の幼稚部の幼児定員並びに高等部の学科及び生徒定員について所要の改正を行うため、この教育委員会規則を制定することとした。

2　内容

(1) 視覚障害者である幼児に対する教育を行う特別支援学校の表中、廃止する北海道札幌盲学校を新設する北海道札幌視覚支援学校に改め、幼児定員を「12」から「18」に改めるとともに、北海道旭川盲学校の幼児定員を「18」から「12」に改めることとした（別表第１関係）。

(2) 聴覚障害者である幼児に対する教育を行う特別支援学校の表中、北海道札幌聾学校の幼児定員を「30」から「24」に改めることとした（別表第１関係）。

(3) 視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の表中、廃止する北海道高等盲学校を新設する北海道札幌視覚支援学校に改めるとともに、学科及び生徒定員を次のように定めることとした（別表第２関係）。

名　　称	学　科	生　徒　定　員				
		訪問教育を除く学級			訪問教育学級	計
		１年	２年	３年		
北海道札幌視覚支援学校	普通科	20	11	14		45

(4) 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校のうち、北海道釧路鶴野支援学校について、次の学科を新たに設置し、その生徒定員を定めることとした（別表第２関係）。

名　　称	学　科	生　徒　定　員				
		訪問教育を除く学級			訪問教育学級	計
		１年	２年	３年		
北海道釧路鶴野支援学校	生活技術科	8	－	－		8

(5) 北海道高等聾学校ほか39校の高等部について、生徒定員を次のように改めることとした（別表第２関係）。

ア　聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

名　　称	学　科	生　徒　定　員				
		訪問教育を除く学級			訪問教育学　級	計
		１年	２年	３年		
北海道高等聾学校	クリーニング科	8	8	－		16

イ　知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

名　　称	学　科	生　徒　定　員				
		訪問教育を除く学級			訪問教育学　級	計
		１年	２年	３年		
北海道美唄養護学校	普通科	22	19	11	3	55
北海道南幌養護学校	普通科	33	14	19	－	66
北海道雨竜高等養護学校	家庭科	16	8	8		32
北海道札幌養護学校	普通科	35	35	30	18	118
北海道札幌養護学校もなみ学園分校	普通科	19	19	11		49
北海道札幌養護学校共栄分校	普通科	11	－	11		22
北海道星置養護学校ほしみ高等学園	普通科	46	41	33	12	132
北海道札幌高等養護学校	生活園芸科	8	16	8		32
北海道千歳高等支援学校	環境・流通サポート科	16	16	16		48
	生活技術科	8	8	8		24
北海道新篠津高等養護学校	産業科	8	8	16		32
	生活家庭科	16	8	8		32
	生活技術科	8	8	－		16
北海道小樽高等支援学校	家庭科	8	8	－		16
北海道余市養護学校	普通科	22	11	19	6	58
北海道余市養護学校しりべし学園分校	普通科	14	8	11		33
北海道室蘭養護学校	普通科	22	25	14	－	61
北海道伊達高等養護学校	農業科	8	8	16		32
北海道平取養護学校	普通科	19	11	11	3	44
北海道平取養護学校静内ペテカリの園分校	普通科	19	8	11		38
北海道七飯養護学校	普通科	22	19	27	－	68
北海道鷹栖養護学校	普通科	33	11	11	－	55

北海道東川養護学校	普通科	25	14	19	3	61
北海道美深高等養護学校	生活技術科	8	8	－		16
北海道美深高等養護学校あいべつ校	産業総合科	16	16	－		32
北海道稚内養護学校	普通科	11	11	8	3	33
北海道北見支援学校	普通科	19	11	11	3	44
北海道紋別養護学校	普通科	11	8	11	3	33
北海道紋別養護学校ひまわり学園分校	普通科	11	8	11		30
北海道帯広養護学校	普通科	33	22	17	12	84
北海道中札内高等養護学校幕別分校	産業総合科	16	16	8		40
北海道釧路養護学校	普通科	33	19	25	3	80
北海道釧路鶴野支援学校	環境・流通サポート科	8	8	－		16
	福祉サービス科	8	8	－		16

ウ　肢体不自由者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

名　　称	学　科	生　徒　定　員				
		訪問教育を除く学級			訪問教育学　級	計
		１年	２年	３年		
北海道岩見沢高等養護学校	普通科	16	16	8		40
	工業科	16	16	16		48
	商業科					
	生活科学科					
北海道真駒内養護学校	普通科	18	12	12	3	45
北海道手稲養護学校	普通科	3	3	3	－	9
北海道拓北養護学校	普通科	15	18	12	－	45
北海道函館養護学校	普通科	6	6	3	3	18
北海道旭川養護学校	普通科	12	12	9	9	42
北海道網走養護学校	普通科	12	9	3	6	30
北海道白糠養護学校	普通科	6	6	6	－	18

エ　病弱者（身体虚弱者を含む。）である生徒に対する教育を行う特別支援学校

名　　称	学　科	生　徒　定　員				
		訪問教育を除く学級			訪問教育学　級	計
		１年	２年	３年		
北海道八雲養護学校	普通科	14	11	11	－	36

(6) 専攻科の表中、廃止する北海道高等盲学校を新設する北海道札幌視覚支援学校に改めることとした（別表第２の２関係）。
(7) 入学資格の専攻科の表中、廃止する北海道高等盲学校を新設する北海道札幌視覚支援学校に改めることとした（別表第４関係）。
３　施行期日
この教育委員会規則は、平成27年４月１日から施行することとした。

教育委員会規則

北海道立特別支援学校学則の一部を改正する教育委員会規則をここに公布する。
平成26年11月25日
北海道教育委員会委員長　中　村　隆　信

北海道教育委員会規則第22号

北海道立特別支援学校学則の一部を改正する教育委員会規則

北海道立特別支援学校学則（昭和55年北海道教育委員会規則第５号）の一部を次のように改正する。

別表第１の１の表北海道札幌盲学校の項を次のように改める。

北海道札幌視覚支援学校	18

別表第１の１の表北海道旭川盲学校の項中「18」を「12」に改める。
別表第１の２の表北海道札幌聾学校の項中「30」を「24」に改める。
別表第２を次のように改める。

別表第２（第３条関係）

（高等部）

１　視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

第１欄	第２欄					
名称	学科	生徒定員				
		訪問教育を除く学級			訪問教育学級	計
		１年	２年	３年		
北海道札幌視覚支援学校	普通科	20	11	14		45

備考　訪問教育とは、障害のため通学して教育を受けることが困難な生徒に対して、教員を派遣して行う教育をいう（２の表から５の表までにおいて同じ。）。

２　聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

第１欄	第２欄					
名称	学科	生徒定員				
		訪問教育を除く学級			訪問教育学級	計
		１年	２年	３年		
北海道高等聾学校	普通科	11	11	11		33
	クリーニング科	8	8	－		16
	生活情報科	8	8	8		24
	産業技術科	8	8	8		24

３　知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

第１欄	第２欄					
名称	学科	生徒定員				
		訪問教育を除く学級			訪問教育学級	計
		１年	２年	３年		

北海道夕張高等養護学校	普通科	9	6	6		21
北海道美唄養護学校	普通科	22	19	11	3	55
北海道南幌養護学校	普通科	33	14	19	―	66
北海道雨竜高等養護学校	農業科	8	8	8		24
	木工科	8	8	8		24
	工業科	8	8	8		24
	家庭科	16	8	8		32
	生活園芸科	8	8	8		24
	生活窯業科	8	8	8		24
北海道札幌養護学校	普通科	35	35	30	18	118
北海道札幌養護学校もなみ学園分校	普通科	19	19	11		49
北海道札幌養護学校共栄分校	普通科	11	―	11		22
北海道星置養護学校ほしみ高等学園	普通科	46	41	33	12	132
北海道札幌高等養護学校	産業科	16	16	16		48
	木工科	16	16	16		48
	クリーニング科	8	8	8		24
	生活園芸科	8	16	8		32
	生活家庭科	8	8	8		24
北海道札幌稲穂高等支援学校	木工科	8	8	8		24
	環境・流通サポート科	16	16	16		48
	福祉サービス科	8	8	8		24
	生活技術科	8	8	8		24
	生活家庭科	8	8	8		24
北海道千歳高等支援学校	環境・流通サポート科	16	16	16		48
	生活技術科	8	8	8		24
北海道白樺高等養護学校	産業科	8	8	8		24
	木工科	8	8	8		24
	工業科	8	8	8		24
	家庭科	8	8	8		24
	クリーニング科	8	8	8		24
	生活園芸科	8	8	8		24
	生活窯業科	8	8	8		24
北海道新篠津高等養護学校	産業科	8	8	16		32
	木工科	8	8	8		24
	クリーニング科	8	8	8		24
	家庭科	8	8	8		24
	生活園芸科	8	8	8		24

	生活家庭科	16	8	8		32
	生活技術科	8	8	－		16
北海道小樽高等支援学校	木工科	8	8	8		24
	環境・流通サポート科	16	16	16		48
	福祉サービス科	16	16	16		48
	家庭科	8	8	－		16
	生活技術科	8	8	8		24
	生活家庭科	8	8	8		24
北海道余市養護学校	普通科	22	11	19	6	58
北海道余市養護学校しりべし学園分校	普通科	14	8	11		33
北海道室蘭養護学校	普通科	22	25	14	－	61
北海道伊達高等養護学校	農業科	8	8	16		32
	木工科	8	8	8		24
	工業科	8	8	8		24
	家庭科	8	8	8		24
	生活園芸科	8	8	8		24
	生活窯業科	8	8	8		24
北海道平取養護学校	普通科	19	11	11	3	44
北海道平取養護学校静内ペテカリの園分校	普通科	19	8	11		38
北海道函館五稜郭支援学校	環境・流通サポート科	16	16	16		48
北海道七飯養護学校	普通科	22	19	27	－	68
北海道七飯養護学校おしま学園分校	普通科	11	11	11		33
北海道今金高等養護学校	産業科	8	8	8		24
	農業科	8	8	8		24
	生活家庭科	8	8	8		24
北海道鷹栖養護学校	普通科	33	11	11	－	55
北海道東川養護学校	普通科	25	14	19	3	61
北海道美深高等養護学校	木工科	8	8	8		24
	工業科	8	8	8		24
	家庭科	8	8	8		24
	生活園芸科	8	8	8		24
	生活窯業科	8	8	8		24
	生活技術科	8	8	－		16
北海道美深高等養護学校あいべつ校	産業総合科	16	16	－		32

北海道小平高等養護学校	木工科	8	8	8		24
	クリーニング科	8	8	8		24
	産業科	8	8	8		24
	生活園芸科	8	8	8		24
北海道稚内養護学校	普通科	11	11	8	3	33
北海道北見支援学校	普通科	19	11	11	3	44
北海道紋別養護学校	普通科	11	8	11	3	33
北海道紋別養護学校ひまわり学園分校	普通科	11	8	11		30
北海道紋別高等養護学校	産業科	8	8	8		24
	木工科	8	8	8		24
	クリーニング科	8	8	8		24
	家庭科	8	8	8		24
	生活園芸科	8	8	8		24
北海道帯広養護学校	普通科	33	22	17	12	84
北海道中札内高等養護学校	農業科	8	8	8		24
	木工科	8	8	8		24
	工業科	8	8	8		24
	産業科	8	8	8		24
	生活窯業科	8	8	8		24
	生活家庭科	8	8	8		24
北海道中札内高等養護学校幕別分校	産業総合科	16	16	8		40
北海道釧路養護学校	普通科	33	19	25	3	80
北海道釧路鶴野支援学校	環境・流通サポート科	8	8	－		16
	福祉サービス科	8	8	－		16
	生活技術科	8	－	－		8
北海道中標津高等養護学校	産業科	16	16	16		48
	木工科	16	16	16		48
	クリーニング科	8	8	8		24
	生活園芸科	8	8	8		24
	生活家庭科	8	8	8		24

4　肢体不自由者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

第１欄	第２欄					
名称	学科	生徒定員				
		訪問教育を除く学級			訪問教育学級	計
		１年	２年	３年		
北海道岩見沢高等養護学校	普通科	16	16	8		40
	工業科	16	16	16		48
	商業科					
	生活科学科					

北海道真駒内養護学校	普通科	18	12	12	3	45
北海道手稲養護学校	普通科	3	3	3	－	9
北海道拓北養護学校	普通科	15	18	12	－	45
北海道函館養護学校	普通科	6	6	3	3	18
北海道旭川養護学校	普通科	12	12	9	9	42
北海道網走養護学校	普通科	12	9	3	6	30
北海道白糠養護学校	普通科	6	6	6	－	18

５　病弱者（身体虚弱者を含む。別表第４の２の表において同じ。）である生徒に対する教育を行う特別支援学校

第１欄	第２欄					
名称	学科	生徒定員				
		訪問教育を除く学級			訪問教育学級	計
		１年	２年	３年		
北海道八雲養護学校	普通科	14	11	11	－	36

別表第２の２の表北海道高等盲学校の項中「北海道高等盲学校」を「北海道札幌視覚支援学校」に改める。

別表第４の３の表中「北海道高等盲学校」を「北海道札幌視覚支援学校」に改める。

附　則

この教育委員会規則は、平成27年４月１日から施行する。

告　　示

北海道教育委員会告示第69号

平成26年度北海道教育委員会職員（学芸員）採用選考を次の要項により行う。

平成26年11月25日

北海道教育委員会委員長　中　村　隆　信

平成26年度北海道教育委員会職員（学芸員）採用選考実施要項

１　目的

この試験は、北海道立北方民族博物館に勤務し、世界の北方地域の諸民族の文化に関する資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業についての専門的事項に従事する学芸員を採用するために行うものです。

２　採用職種等

採用職種	採用予定数	勤　務　場　所	採用予定日
学芸員	１名	北海道立北方民族博物館（網走市）	平成27年４月１日

３　受験資格

(1) 次の全ての要件を満たす者

ア　昭和59年４月２日以降に生まれた者で、平成27年４月１日から勤務が可能なもの

イ　博物館法第５条第１項に規定する学芸員となる資格を有する者（又は、平成27年４月１日までに学芸員となる資格を取得する見込みの者）

ウ　大学又は大学院において文化人類学その他これに準ずる科目を専攻している者

(2) 地方公務員法第16条各号のいずれかに該当する者は受験できません。

ア　成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）

イ　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

ウ　北海道職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない者

エ　人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第５章に規定する罪を犯し刑に処せられた者

オ　日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4　試験の日程及び会場等

(1) 第１次試験

ア　期　　日　平成27年１月18日（日）

イ　会　　場　未定（札幌市）

ウ　試験内容

区　　分	内　　容
職務基礎力試験	基礎的な職務能力についての筆記試験
専　門　試　験	学芸員としての専門的知識等に関する記述式筆記試験

※　日程及び会場等の詳細は、受験票でお知らせします。

(2) 第２次試験

ア　期日・会場　平成27年２月上旬（札幌市）

第１次試験合格者に対し、別途お知らせします。

イ　試験内容

区　　分	内　　容
口　述　試　験	第１次試験合格者に対し、個別面接を行います。

※　上記試験のほかに適性検査を実施します。

5　合格発表

合格者の発表は受験番号のみにより行います。合否については、掲示場所で確認してください。

また、合格者には合格通知書を送付します。

(1) 合格発表日

・第１次試験合格発表　平成27年１月下旬

・最終合格発表　　平成27年２月下旬

(2) 掲示場所

北海道庁別館７階掲示板

なお、北海道教育委員会のホームページ上でも合格者の受験番号を発表します。

（http://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp）

6　申込方法

(1) 申込書類

ア　北海道教育委員会職員（学芸員）採用選考申込書（所定の様式）

イ　調査研究業績調書（所定の様式）

ウ　博物館法第５条第１項に規定する学芸員となる資格を有することの証明書等（資格取得見込みの者は、資格取得見込証明書等）

エ　大学以上の全ての成績証明書及び卒業（修了）証明書（卒業（修了）見込みの者は、卒業（修了）見込証明書）

オ　官製はがき（第１次試験の受験票として返送しますので、宛先欄に受験者の住所及び氏名を明記すること。なお、裏面は何も記入しないでください。）

※　ア及びイについては、北海道教育庁総務政策局総務課、各北海道立美術館、北海道立北方民族博物館及び各教育局で配布します。また、北海道教育委員会のホームページからダウンロードできます。

なお、郵便で申込書を請求する場合は、封筒の表に「学芸員申込書請求」と朱書きし、120円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角形２号：Ａ４判が入る大きさ）を同封し、11の申込先に請求してください。

(2) 申込方法及び受付期間

申込方法	受　付　期　間	備　　考
持参の場合	平成26年11月25日（火）から 平成26年12月18日（木）まで	９時から17時まで （土曜日及び日曜日を除く。）
郵送の場合	平成26年12月18日（木）の消印のものまで有効	「簡易書留」扱いとする。

（注）１　申込書類が不備のものは受け付けません。また、この試験において提出された書類は返却できません。

２　申込書類に虚偽の記載があった場合は、受験又は採用の対象から除かれることがあります。

３　身体に障がいがあり、試験会場において特に配慮を必要とする方は、申込時に11の申込先に連絡してください。

７　受験票の送付

受験票は、平成27年１月15日（木）までに到着するよう発送します。

なお、平成27年１月15日（木）までに到着しない場合は、11の問合せ先に照会してください。

８　第１次試験当日の携行品

試験当日は、受験票（顔写真を貼ること。）、鉛筆数本、プラスチック製消しゴム及び昼食を持参してください。

９　給与

給与は、北海道職員の給与に関する条例等に基づき支給されます。

10　採用の方法

採用に当たっては、健康判定審査を受けることが必要です。健康判定審査の結果、職務の遂行に支障があり、又はこれに耐えられないことが明らかとなった場合には、採用されないことがあります。

11　申込先及び問合せ先

〒060-8544　札幌市中央区北３条西７丁目
北海道教育庁総務政策局総務課人事グループ
電話　011-231-4111　　内線　35-118

北海道教育委員会告示第70号

平成26年度北海道教育委員会職員（文化財保護主事）採用選考を次の要項により行う。

平成26年11月25日

北海道教育委員会委員長　中　村　隆　信

平成26年度北海道教育委員会職員（文化財保護主事）採用選考実施要項

１　目的

この試験は、北海道教育庁に勤務し、埋蔵文化財の発掘・調査研究等、文化財の保存及び活用に関する専門的事項に従事する文化財保護主事を採用するために行うものです。

２　採用職種等

採用職種	採用予定数	勤務場所	採用予定日
文化財保護主事	１名	北海道教育庁	平成27年４月１日

３　受験資格

(1) 次の全ての要件を満たす者

ア　昭和54年４月２日以降に生まれた者で、平成27年４月１日から勤務が可能なもの

イ　大学を卒業した者（平成27年３月31日までに卒業する見込みの者を含む。）

ウ　大学又は大学院において考古学、歴史学又は文化財学その他これに準ずる科目を専攻している者

(2) 地方公務員法第16条各号のいずれかに該当する者は受験できません。

ア　成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）

イ　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

ウ　北海道職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない者

エ　人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第５章に規定する罪を犯し刑に処せられた者

オ　日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

４　試験の日程及び会場等

(1) 第１次試験

ア　期　　日　平成27年１月18日（日）

イ　会　　場　未定（札幌市）

ウ　試験内容

区　　分	内　　容
職務基礎力試験	基礎的な職務能力についての筆記試験
専　門　試　験	文化財保護主事としての専門的知識等に関する記述式筆記試験

※　日程及び会場等の詳細は、受験票でお知らせします。

(2) 第２次試験

ア　期日・会場　平成27年２月上旬（札幌市）

第１次試験合格者に対し、別途お知らせします。

イ　試験内容

区　　分	内　　容
実技試験	第１次試験合格者に対し、埋蔵文化財の出土品の実測試験を実施します。
口述試験	第１次試験合格者に対し、個別面接を行います。

※　上記試験のほかに適性検査を実施します。

5　合格発表

合格者の発表は受験番号のみにより行います。合否については、掲示場所で確認してください。

また、合格者には合格通知書を送付します。

(1) 合格発表日

・第１次試験合格発表　平成27年１月下旬

・最終合格発表　平成27年２月下旬

(2) 掲示場所

北海道庁別館７階掲示板

なお、北海道教育委員会のホームページ上でも合格者の受験番号を発表します。

（http://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp）

6　申込方法

(1) 申込書類

ア　北海道教育委員会職員（文化財保護主事）採用選考申込書（所定の様式）

イ　調査研究業績調書（所定の様式）

ウ　大学以上の全ての成績証明書及び卒業（修了）証明書（卒業（修了）見込みの者は、卒業（修了）見込証明書）

エ　官製はがき（第１次試験の受験票として返送しますので、宛先欄に受験者の住所及び氏名を明記すること。なお、裏面は何も記入しないでください。）

※　ア及びイについては、北海道教育庁総務政策局総務課及び各教育局で配布します。また、北海道教育委員会のホームページからダウンロードできます。

なお、郵便で申込書を請求する場合は、封筒の表に「文化財保護主事申込書請求」と朱書きし、120円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角形２号：Ａ４判が入る大きさ）を同封し、11の申込先に請求してください。

(2) 申込方法及び受付期間

申込方法	受　付　期　間	備　　考
持参の場合	平成26年11月25日（火）から 平成26年12月18日（木）まで	９時から17時まで （土曜日及び日曜日を除く。）
郵送の場合	平成26年12月18日（木）の消印のものまで有効	「簡易書留」扱いとする。

（注）１　申込書類が不備のものは受け付けません。また、この試験において提出された書類は返却できません。

２　申込書類に虚偽の記載があった場合は、受験又は採用の対象から除かれることがあります。

３　身体に障がいがあり、試験会場において特に配慮を必要とする方は、申込時に11の申込先に連絡してください。

7　受験票の送付

受験票は、平成27年１月15日（木）までに到着するよう発送します。

なお、平成27年１月15日（木）までに到着しない場合は、11の問合せ先に照会してください。

8　第１次試験当日の携行品

試験当日は、受験票（顔写真を貼ること。）、鉛筆数本、プラスチック製消しゴム及び昼食を持参してください。

9　給与

給与は、北海道職員の給与に関する条例等に基づき支給されます。

10　採用の方法
　採用に当たっては、健康判定審査を受けることが必要です。健康判定審査の結果、職務の遂行に支障があり、又はこれに耐えられないことが明らかとなった場合には、採用されないことがあります。
11　申込先及び問合せ先
　〒060-8544　札幌市中央区北３条西７丁目
　北海道教育庁総務政策局総務課人事グループ
　電話　011-231-4111　　内線　35-118

北海道教育委員会告示第71号

平成27年度北海道教育委員会職員（船員）採用選考を次の要項により行う。

平成26年11月25日

北海道教育委員会委員長　中　村　隆　信

平成27年度北海道教育委員会職員（船員）採用選考実施要項

１　目的
　この試験は、北海道教育庁渡島教育局実習船に乗り組み、次の業務に従事する船員を採用するために行うものです。
２　採用職種等

採用職種	採用予定数	職務内容	勤務場所
船員（甲板員）	１名	実習船の甲板における業務	北海道教育庁渡島教育局実習船
船員（機関員）	１名	実習船の機関における業務	

※　上記採用職種のうちいずれか１つしか申込みできません。また、申込書提出後の申込職種の変更は認めません。
３　採用予定日
　平成27年４月１日
４　受験資格
(1) 次の全ての要件を満たす者
　ア　昭和54年４月２日以降に生まれた者で、平成27年４月１日から勤務が可能なもの
　イ　学校教育法に規定する高等学校を卒業若しくは卒業見込みの者又はこれと同等以上の学力があると認められる者
　ウ　上記２の採用職種に応じた海技士資格について、いずれかの要件に該当する者

採用職種	海技士資格	要　　件
船員（甲板員）	五級以上の海技士(航海)	・現に資格を有している者 ・海技士国家試験のうち筆記試験に合格している者 ・船舶職員養成施設の課程を修了（見込者を含む。）し筆記試験が免除される者
船員（機関員）	五級以上の海技士(機関)(内燃機関限定を含む)	

　エ　実習船勤務が可能な心身共に強健な者
(2) 地方公務員法第16条各号（次のアからオまで）のいずれかに該当する者は受験できません。
　ア　成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
　イ　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
　ウ　北海道の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない者
　エ　人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第５章に規定する罪を犯し刑に処せられた者
　オ　日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
５　試験方法
(1) 筆記試験（作文）
(2) 口述試験（個別面接）
６　試験の日程及び会場

(1) 期日　平成27年１月15日（木）

10:15	集合
10:30～12:00	筆記試験（作文）
12:00～13:00	休憩
13:00～	口述試験（個別面接）

(2) 会場　北海道函館市美原４丁目６番16号
北海道渡島合同庁舎４階402号会議室

7　申込方法

次の書類を申込期間内に北海道教育庁渡島教育局企画総務課あて提出してください。

(1) 申込書類

ア　北海道教育委員会職員（船員）採用選考申込書（所定の様式）

イ　最終学校の卒業（修了）証明書
（卒業（修了）見込みの者は、卒業（修了）見込証明書）

ウ　上記「４　受験資格」の(1)のウに定める資格に関する証明書類（下表参照）

採用職種	資格取得者	資格未取得者	
		筆記試験合格者	船舶職員養成施設の課程修了者又は修了見込者
船員（甲板員）	海技免状の写し〔五級以上の海技士(航海)〕	筆記試験合格証明書の写し	課程修了（見込）証明書
船員（機関員）	海技免状の写し〔五級以上の海技士(航海)(内燃機関限定を含む)〕		

※　アについては北海道教育庁渡島教育局において配布します。また、渡島教育局のホームページからもダウンロードすることができます。
(http://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/oky/)
なお、郵便で申込書を請求する場合は、封筒の表に「船員申込書請求」と朱書きし、120円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角２号：Ａ４判が入る大きさ）を同封し、11の申込先に請求してください。

(2) 申込期間

申込方法	受付期間	備考
持参する場合	平成26年11月25日（火）から平成27年１月７日（水）まで	９時から17時まで（土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から１月２日までの閉庁日を除く。）
郵送の場合	平成27年１月７日（水）の消印のものまで有効	封筒の表に「船員採用選考申込書類」と朱書きし、「簡易書留」で送付すること。

注１　申込書類が不備のものは受け付けません。また、この試験において提出された書類は返却できません。
２　申込書類に虚偽の記載があった場合は、受験又は採用の対象から除かれることがあります。

8　採用の方法

採用に当たっては、健康判定審査を受けることが必要です。健康判定審査の結果、職務の遂行に支障があり、又はこれに耐えられないことが明らかとなった場合には、採用されないことがあります。

また、上記４の(1)のイに定める高等学校卒業見込みの者及びウに定める船舶職員養成施設の課程修了見込みの者については、本試験に合格しても、採用予定日までに卒業又は修了していない場合には、採用されません。

9　給与

給与は、北海道職員の給与に関する条例等に基づき支給します。
次の金額は、平成26年４月１日現在における新卒者の場合の例です。

学歴	初任給	諸手当
大学卒	211,876円	期末手当、勤勉手当、通勤手当、住居手当、扶養手当、寒冷地手当等の諸手当がそれぞれの支給条件に応じて支給されます。
短大卒	182,868円	
高校卒	159,642円	

※　初任給は採用者の経歴などを考慮のうえ、決定されます。

※　北海道では平成28年３月31日までの間、給与の独自縮減を実施しています。
（上記は減額後の金額です。）

10　その他
(1) 試験当日は、筆記用具を持参してください。
(2) 試験結果は、試験終了後７日以内に受験者に通知します。
(3) 申込後に、本試験を受験しない場合は、その旨11の問合せ先に連絡してください。

11　申込先及び問合せ先
〒041-8557
函館市美原４丁目６番16号
北海道教育庁渡島教育局企画総務課
電話　0138-47-9579（直通）

北海道教育委員会告示第72号

平成27年度の北海道立高等学校の生徒の募集人員は、次のとおりとする。

平成26年11月25日

北海道教育委員会委員長　中　村　隆　信

1　平成27年度北海道立高等学校（北海道有朋高等学校及び専攻科を除く。）生徒募集人員

高等学校名	課程	学科	募集人員	備考
北海道夕張高等学校	全日制	普通科	80	
北海道岩見沢東高等学校	全日制	普通科	200	
	定時制	普通科	40	
北海道岩見沢西高等学校	全日制	普通科	160	
北海道岩見沢農業高等学校	全日制	農業科学科	40	
		畜産科学科	40	
		食品科学科	40	
		農業土木工学科	40	
		環境造園科	40	
		森林科学科	40	
		生活科学科	40	
北海道美唄尚栄高等学校	全日制	総合学科	120	
北海道美唄聖華高等学校	全日制	衛生看護科	80	
北海道芦別高等学校	全日制	普通科	120	
北海道滝川高等学校	全日制	普通科	200	
		理数科	40	
	定時制	普通科	40	
北海道滝川工業高等学校	全日制	電子機械科	40	
		電気科	40	
北海道砂川高等学校	全日制	普通科	160	
北海道深川西高等学校	全日制	普通科	160	
北海道深川東高等学校	全日制	流通経済科	40	
		情報処理科	40	
		生産科学科	40	
北海道南幌高等学校	全日制	普通科	40	

北海道奈井江商業高等学校	全日制	情報処理科	40	
北海道長沼高等学校	全日制	普通科	80	
北海道栗山高等学校	全日制	普通科	80	
北海道月形高等学校	全日制	普通科	80	
北海道新十津川農業高等学校	全日制	農業・生活科	40	
北海道札幌東高等学校	全日制	普通科	320	
	定時制	普通科	40	
北海道札幌西高等学校	全日制	普通科	320	
	定時制	普通科	40	
北海道札幌南高等学校	全日制	普通科	320	
	定時制	普通科	40	
北海道札幌北高等学校	全日制	普通科	320	
	定時制	普通科	80	
北海道札幌月寒高等学校	全日制	普通科	320	
	定時制	普通科	40	
北海道札幌啓成高等学校	全日制	普通科	280	
		理数科	40	
北海道札幌北陵高等学校	全日制	普通科	320	
北海道札幌手稲高等学校	全日制	普通科	320	
北海道札幌丘珠高等学校	全日制	普通科	320	
北海道札幌西陵高等学校	全日制	普通科	280	
北海道札幌白石高等学校	全日制	普通科	320	
北海道札幌東陵高等学校	全日制	普通科	320	
北海道札幌南陵高等学校	全日制	普通科	240	
北海道札幌東豊高等学校	全日制	普通科	320	
北海道札幌厚別高等学校	全日制	総合学科	280	
北海道札幌真栄高等学校	全日制	普通科	160	
北海道札幌あすかぜ高等学校	全日制	普通科	320	
北海道札幌稲雲高等学校	全日制	普通科	280	
北海道札幌英藍高等学校	全日制	普通科	320	
北海道札幌平岡高等学校	全日制	普通科	240	
北海道札幌白陵高等学校	全日制	普通科	160	
北海道札幌国際情報高等学校	全日制	普通科	80	
		理数工学科	40	
		ｸﾞﾛｰﾊﾞﾙﾋﾞｼﾞﾈｽ科	120	
		国際文化科	80	
		情報処理科	80	
		流通経済科	80	

北海道札幌東商業高等学校	全日制			
		会計ビジネス科	80	
		国際経済科	80	
北海道札幌工業高等学校	全日制	機　械　科	80	
		電　気　科	80	
		建　築　科	80	
		土　木　科	80	
	定時制	機　械　科	40	
		電　気　科	40	
		建　築　科	40	
北海道札幌琴似工業高等学校	全日制	電子機械科	80	
		電　気　科	80	
		情報技術科	80	
		環境化学科	80	
	定時制	電子機械科	40	
		電　気　科	40	
北海道江別高等学校	全日制	普　通　科	200	
		事務情報科	80	
		生活デザイン科	40	
	定時制	普　通　科	40	
北海道野幌高等学校	全日制	普　通　科	280	
北海道大麻高等学校	全日制	普　通　科	280	
北海道千歳高等学校	全日制	普　通　科	240	
		国際流通科	80	
		国際教養科	40	
	定時制	普　通　科	40	
北海道千歳北陽高等学校	全日制	普　通　科	280	
北海道恵庭南高等学校	全日制	普　通　科	240	
		体　育　科	80	
	定時制	普　通　科	40	
北海道恵庭北高等学校	全日制	普　通　科	280	
北海道北広島高等学校	全日制	普　通　科	320	
北海道北広島西高等学校	全日制	普　通　科	320	
北海道石狩翔陽高等学校	全日制	総合学科	320	
北海道石狩南高等学校	全日制	普　通　科	320	
北海道当別高等学校	全日制	普　通　科	120	
		園芸デザイン科	40	
		家　政　科	40	
	全日制	普　通　科	240	

北海道小樽潮陵高等学校				
	定時制	普　通　科	40	
北海道小樽桜陽高等学校	全日制	普　通　科	240	
北海道小樽商業高等学校	全日制	商　業　科	40	
		情報処理科	80	
北海道小樽工業高等学校	全日制	電子機械科	40	
		電　気　科	40	
		建　設　科	40	
	定時制	電気・建築科	40	
北海道小樽水産高等学校	全日制	海洋漁業科	40	
		水産食品科	40	
		栽培漁業科	40	
		情報通信科	40	
北海道寿都高等学校	全日制	普　通　科	40	
北海道蘭越高等学校	全日制	普　通　科	40	
北海道倶知安高等学校	全日制	普　通　科	160	
北海道倶知安農業高等学校	全日制	生産科学科	40	
北海道共和高等学校	全日制	普　通　科	40	
北海道岩内高等学校	全日制	普　通　科	120	
		事務情報科	40	
北海道余市紅志高等学校	全日制	総合学科	80	
北海道室蘭栄高等学校	全日制	普　通　科	160	
		理　数　科	80	
	定時制	普　通　科	40	
北海道室蘭清水丘高等学校	全日制	普　通　科	160	
北海道室蘭東翔高等学校	全日制	総合学科	200	
北海道室蘭工業高等学校	全日制	電子機械科	40	
		電　気　科	40	
		情報技術科	40	
		建　築　科	40	
		環境土木科	40	
北海道苫小牧東高等学校	全日制	普　通　科	240	
	定時制	普　通　科	40	
北海道苫小牧西高等学校	全日制	普　通　科	160	
北海道苫小牧南高等学校	全日制	普　通　科	200	
北海道苫小牧総合経済高等学校	全日制	流通経済科	80	
		国際経済科	40	
		情報処理科	40	
		電子機械科	40	

北海道苫小牧工業高等学校	全日制	電　気　科	40	
		情報技術科	40	
		建　築　科	40	
		土　木　科	40	
		環境化学科	40	
	定時制	機　械　科	40	
		建　築　科	40	
北海道登別青嶺高等学校	全日制	普　通　科	160	
北海道伊達高等学校	全日制	普　通　科	120	
北海道伊達緑丘高等学校	全日制	普　通　科	160	
北海道白老東高等学校	全日制	普　通　科	120	
北海道厚真高等学校	全日制	普　通　科	40	
北海道虻田高等学校	全日制	事務情報科	40	
北海道追分高等学校	全日制	普　通　科	40	
北海道鵡川高等学校	全日制	普　通　科	80	
北海道穂別高等学校	全日制	普　通　科	40	
北海道富川高等学校	全日制	普　通　科	40	
北海道平取高等学校	全日制	普　通　科	40	
北海道浦河高等学校	全日制	総合学科	160	
北海道静内高等学校	全日制	普　通　科	200	
北海道静内農業高等学校	全日制	食品科学科	40	
		生産科学科	40	
北海道函館中部高等学校	全日制	普　通　科	240	
	定時制	普　通　科	40	
北海道函館西高等学校	全日制	普　通　科	160	
北海道函館稜北高等学校	全日制	普　通　科	120	
北海道南茅部高等学校	全日制	普　通　科	40	
北海道函館商業高等学校	全日制	流通ビジネス科	80	
		国際経済科	40	
		会計ビジネス科	40	
		情報処理科	40	
	定時制	事務情報科	40	
北海道函館工業高等学校	全日制	電子機械科	40	
		電　気　科	40	
		情報技術科	40	
		建　築　科	40	
		環境土木科	40	
		工業化学科	40	

	定時制	機　械　科	40	
		電　気　科	40	
		建　築　科	40	
北海道函館水産高等学校	全日制	海洋技術科	40	
		水産食品科	40	
		品質管理流通科	40	
		機関工学科	40	
北海道上磯高等学校	全日制	普　通　科	80	
北海道大野農業高等学校	全日制	農　業　科	40	
		園　芸　科	40	
		食品科学科	40	
		生活科学科	40	
北海道松前高等学校	全日制	普　通　科	80	
北海道福島商業高等学校	全日制	商　業　科	40	
北海道七飯高等学校	全日制	普　通　科	120	
北海道森高等学校	全日制	総合学科	120	
北海道八雲高等学校	全日制	普　通　科	120	
		総合ビジネス科	40	
北海道長万部高等学校	全日制	普　通　科	40	
北海道江差高等学校	全日制	普　通　科	120	
北海道上ノ国高等学校	全日制	普　通　科	40	
北海道奥尻高等学校	全日制	普　通　科	40	
北海道檜山北高等学校	全日制	総合学科	120	
北海道旭川東高等学校	全日制	普　通　科	280	
	定時制	普　通　科	40	
北海道旭川西高等学校	全日制	普　通　科	200	
		理　数　科	40	
北海道旭川北高等学校	全日制	普　通　科	240	
	定時制	普　通　科	40	
北海道旭川南高等学校	全日制	総合学科	240	
北海道旭川東栄高等学校	全日制	普　通　科	160	
北海道旭川凌雲高等学校	全日制	普　通　科	160	
北海道旭川商業高等学校	全日制	流通ビジネス科	80	
		国際ビジネス科	40	
		会　計　科	40	
		情報処理科	80	
	定時制	商　業　科	40	
		電子機械科	40	

北海道旭川工業高等学校	全日制	自動車科	40	
		電気科	40	
		情報技術科	40	
		建築科	40	
		土木科	40	
		工業化学科	40	
	定時制	電気科	40	
		建築・土木科	40	
北海道旭川農業高等学校	全日制	農業科学科	40	
		食品科学科	40	
		森林科学科	40	
		生活科学科	40	
北海道士別翔雲高等学校	全日制	普通科	120	
		総合ビジネス科	40	
北海道名寄高等学校	全日制	普通科	160	
北海道名寄産業高等学校	全日制	電子機械科	40	
		建築システム科	40	
		生活文化科	40	
		酪農科学科	40	
北海道富良野高等学校	全日制	普通科	160	
北海道富良野緑峰高等学校	全日制	園芸科学科	40	
		電気システム科	40	
		情報ビジネス科	40	
		流通経済科	40	
北海道鷹栖高等学校	全日制	普通科	40	
北海道上川高等学校	全日制	普通科	80	
北海道東川高等学校	全日制	普通科	80	
北海道美瑛高等学校	全日制	普通科	80	
北海道上富良野高等学校	全日制	普通科	40	
北海道下川商業高等学校	全日制	商業科	40	
北海道美深高等学校	全日制	普通科	40	
北海道留萌高等学校	全日制	普通科	160	
北海道留萌千望高等学校	全日制	電気・建築科	40	
		情報ビジネス科	40	
北海道苫前商業高等学校	全日制	商業科	40	
北海道羽幌高等学校	全日制	普通科	80	
北海道遠別農業高等学校	全日制	生産科学科	40	
北海道天塩高等学校	全日制	普通科	80	

北海道稚内高等学校	全日制	普通科	160	
		商業科	40	
		衛生看護科	40	
	定時制	普通科	40	
北海道浜頓別高等学校	全日制	普通科	80	
北海道枝幸高等学校	全日制	普通科	80	
北海道豊富高等学校	全日制	普通科	40	
北海道礼文高等学校	全日制	普通科	40	
北海道利尻高等学校	全日制	普通科	40	
		商業科	40	
北海道北見北斗高等学校	全日制	普通科	240	
	定時制	普通科	40	
北海道北見柏陽高等学校	全日制	普通科	240	
北海道北見緑陵高等学校	全日制	普通科	160	
北海道常呂高等学校	全日制	普通科	40	
北海道留辺蘂高等学校	全日制	総合学科	40	
北海道北見商業高等学校	全日制	商業科	80	
		流通経済科	40	
		情報処理科	40	
北海道北見工業高等学校	全日制	電子機械科	40	
		電気科	80	
		建設科	40	
北海道網走南ケ丘高等学校	全日制	普通科	200	
	定時制	普通科	40	
北海道網走桂陽高等学校	全日制	普通科	80	
		商業科	40	
		事務情報科	40	
北海道紋別高等学校	全日制	普通科	120	
		電子機械科	40	
		総合ビジネス科	40	
北海道美幌高等学校	全日制	普通科	80	
		生産環境科学科	40	
		地域資源応用科	40	
北海道津別高等学校	全日制	普通科	40	
北海道斜里高等学校	全日制	総合学科	80	
北海道清里高等学校	全日制	普通科	40	
北海道小清水高等学校	全日制	普通科	40	
北海道訓子府高等学校	全日制	普通科	40	

北海道置戸高等学校	全日制	福祉科	40	
北海道佐呂間高等学校	全日制	普通科	40	
北海道遠軽高等学校	全日制	普通科	200	
	定時制	普通科	40	
北海道湧別高等学校	全日制	普通科	80	
北海道滝上高等学校	全日制	普通科	40	
北海道興部高等学校	全日制	普通科	40	
北海道雄武高等学校	全日制	普通科	40	
北海道女満別高等学校	全日制	普通科	40	
北海道帯広柏葉高等学校	全日制	普通科	280	
	定時制	普通科	40	
北海道帯広三条高等学校	全日制	普通科	280	
北海道帯広緑陽高等学校	全日制	普通科	160	
北海道帯広工業高等学校	全日制	電子機械科	40	
		電気科	40	
		建築科	40	
		環境土木科	40	
北海道帯広農業高等学校	全日制	農業科学科	40	
		酪農科学科	40	
		食品科学科	40	
		農業土木工学科	40	
		森林科学科	40	
北海道音更高等学校	全日制	普通科	160	
北海道上士幌高等学校	全日制	普通科	80	
北海道鹿追高等学校	全日制	普通科	80	
北海道新得高等学校	全日制	普通科	40	
北海道清水高等学校	全日制	総合学科	160	
北海道芽室高等学校	全日制	普通科	160	
北海道更別農業高等学校	全日制	農業科	40	
		生活科学科	40	
北海道大樹高等学校	全日制	普通科	80	
北海道広尾高等学校	全日制	普通科	80	
北海道幕別高等学校	全日制	普通科	80	
北海道池田高等学校	全日制	総合学科	80	
北海道本別高等学校	全日制	普通科	80	
北海道足寄高等学校	全日制	普通科	80	
北海道釧路湖陵高等学校	全日制	普通科	200	
		理数科	40	

	定時制	普　通　科	40	
北海道釧路江南高等学校	全日制	普　通　科	240	
北海道釧路明輝高等学校	全日制	総 合 学 科	200	
北 海 道 阿 寒 高 等 学 校	全日制	普　通　科	40	
北海道釧路商業高等学校	全日制	流通経済科	40	
		国際ビジネス科	40	
		会　計　科	40	
		情報処理科	40	
北海道釧路工業高等学校	全日制	電子機械科	80	
		電　気　科	40	
		建　築　科	40	
		土　木　科	40	
		工業化学科	40	
	定時制	機　械　科	40	
		電　気　科	40	
北 海 道 釧 路 東 高 等 学 校	全日制	普　通　科	120	
北海道厚岸翔洋高等学校	全日制	普　通　科	40	
		海洋資源科	40	
北 海 道 標 茶 高 等 学 校	全日制	総 合 学 科	120	
北 海 道 弟 子 屈 高 等 学 校	全日制	普　通　科	80	
北 海 道 白 糠 高 等 学 校	全日制	普　通　科	80	
北 海 道 根 室 高 等 学 校	全日制	普　通　科	120	
		商　業　科	40	
		事務情報科	40	
北 海 道 根 室 西 高 等 学 校	全日制	普　通　科	80	
北 海 道 別 海 高 等 学 校	全日制	普　通　科	80	
		酪農経営科	40	
北 海 道 中 標 津 高 等 学 校	全日制	普　通　科	160	
		商　業　科	40	
		事務情報科	40	
北 海 道 標 津 高 等 学 校	全日制	普　通　科	80	
北 海 道 羅 臼 高 等 学 校	全日制	普　通　科	80	

2　平成27年度北海道有朋高等学校生徒募集人員

課　　程	学　科	募集人員	技　能　教　育　施　設	
			施設別人員	施　設　名 所　在　地
定時制の課程	経　理　科	80 （技能連携生）	80	北見商科高等専修学校 北見市常盤町３丁目14の18

		事　務　科	120 （技能連携生）	120	苫小牧高等商業学校 苫小牧市若草町５丁目５番15号
	単位制による定時制の課程	普　通　科	120		
		事務情報科	80		
通信制の課程		普　通　科	2,000		

備考　単位制による定時制の課程の普通科の募集人員120人のうち、40人は転入学及び編入学の募集人員とする。

３　平成27年度北海道立高等学校専攻科生徒募集人員

(1) 北海道美唄聖華高等学校（看護科）　80人

ただし、実募集人員は、80人から、平成27年３月末日までに北海道美唄聖華高等学校衛生看護科を卒業見込みの者で、北海道美唄聖華高等学校専攻科看護科への入学を希望するものの人数を減じた数とする。

(2) 北海道小樽水産高等学校（漁業科）　10人

(3) 北海道小樽水産高等学校（情報通信科）　10人

(4) 北海道函館水産高等学校（機関科）　10人

(5) 北海道富良野緑峰高等学校（園芸科学科）　20人

(6) 北海道稚内高等学校（看護科）　40人

ただし、実募集人員は、40人から、平成27年３月末日までに北海道稚内高等学校衛生看護科を卒業見込みの者で、北海道稚内高等学校専攻科看護科への入学を希望するものの人数を減じた数とする。

(7) 北海道別海高等学校（酪農経営科）　20人

北海道教育委員会告示第73号

平成27年度の北海道立特別支援学校の幼稚部、高等部及び専攻科の幼児又は生徒の募集人員、入学願書の提出期日等は、別記１から別記３までのとおりとする。

平成26年11月25日

北海道教育委員会委員長　中　村　隆　信

別記1

平成27年度道立特別支援学校（幼稚部）入学者募集要項

この要項は、平成27年度の道立特別支援学校の幼稚部の入学者の募集に関し、必要な事項を定めるものとする。

１　募集人員

(1) 視覚障害者である幼児に対する教育を行う特別支援学校

学　校　名	募集人員		
	３歳	４歳	５歳
北海道札幌視覚支援学校	６人	５人	４人
北海道函館盲学校	６人	２人	３人
北海道旭川盲学校	６人	２人	１人
北海道帯広盲学校	６人	２人	３人

(2) 聴覚障害者である幼児に対する教育を行う特別支援学校

学　校　名	募集人員		
	３歳	４歳	５歳
北海道札幌聾学校	６人	１人	４人
北海道室蘭聾学校	６人	６人	５人
北海道函館聾学校	６人	６人	５人
北海道旭川聾学校	６人	４人	３人
北海道帯広聾学校	６人	５人	３人
北海道釧路鶴野支援学校	６人	５人	３人

(3) 肢体不自由者である幼児に対する教育を行う特別支援学校

学　校　名	募　集　人　員		
	３歳	４歳	５歳
北海道手稲養護学校	６人	５人	５人
北海道旭川養護学校	６人	２人	３人

２　出願資格

(1) 募集年度の４月１日において、満３歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児

(2) 北海道立特別支援学校学則（昭和55年北海道教育委員会規則第５号）別表第４（第14条関係）の１に掲げる障害の程度であること。

(3) 北海道手稲養護学校に出願する者にあっては北海道立子ども総合医療・療育センターに、北海道旭川養護学校に出願する者にあっては北海道立旭川肢体不自由児総合療育センターに入所している者であること。

３　出願手続

出願に当たっては、次の書類を、出願先の特別支援学校の校長（以下「出願先の校長」という。）に提出すること。

なお、出願に必要な書類の請求は、直接出願先の校長に対して行うこと。郵送を希望する場合、郵送料は請求者の負担とするが、請求部数や出願先の校長が定める資料等により郵送料が異なるので、あらかじめ確認の上、所要額の切手を送付すること。

(1) 入学願書

北海道立特別支援学校学則第16条に規定する入学願書

(2) 障害の状況及び程度に関する資料

出願先の校長が定める資料

４　出願期間

平成27年１月30日（金）から同年２月13日（金）正午までとする。

５　出願先

出願先は、次のとおりとする。

(1) 視覚障害者である幼児に対する教育を行う特別支援学校

学　校　名	所在地・電話番号
北海道札幌視覚支援学校 （平成27年４月開校）	〒069-0841　江別市大麻元町154番地１ 北海道札幌盲学校 TEL 011 - 386 - 1444
北海道函館盲学校	〒040-0081　函館市田家町19番12号 TEL 0138 - 42 - 3220
北海道旭川盲学校	〒070-0832　旭川市旭町２条15丁目 TEL 0166 - 51 - 8101
北海道帯広盲学校	〒080-2475　帯広市西25条南２丁目９番地１ TEL 0155 - 37 - 2028

(2) 聴覚障害者である幼児に対する教育を行う特別支援学校

学　校　名	所在地・電話番号
北海道札幌聾学校	〒001-0026　札幌市北区北26条西12丁目 TEL 011 - 716 - 2979
北海道室蘭聾学校	〒050-0071　室蘭市水元町56番24号 TEL 0143 - 44 - 1221
北海道函館聾学校	〒042-0941　函館市深堀町27番８号 TEL 0138 - 52 - 1658
北海道旭川聾学校	〒070-0865　旭川市住吉５条２丁目８番20号 TEL 0166 - 51 - 6121
北海道帯広聾学校	〒080-2475　帯広市西25条南２丁目７番地８ TEL 0155 - 37 - 2017
北海道釧路鶴野支援学校	〒084-0924　釧路市鶴野58番92 TEL 0154 - 57 - 9011

(3) 肢体不自由者である幼児に対する教育を行う特別支援学校

学　校　名	所在地・電話番号
北海道手稲養護学校	〒006-0033　札幌市手稲区稲穂３条７丁目６番１号

	TEL 011 - 682 - 1722
北海道旭川養護学校	〒071-8142　旭川市春光台２条１丁目１番８号 TEL 0166 - 51 - 6507

６　入学者の選考方法

出願先の校長は、本人及び保護者との面接を行い、３の(2)の資料と併せて総合的に評価し、選考する。

７　入学者発表の期日等

入学を許可した場合は、出願先の校長は、平成27年３月６日（金）までに保護者に通知する。

別記2

平成27年度道立特別支援学校（高等部）入学者募集要項

この要項は、平成27年度の道立特別支援学校の高等部の入学者の募集に関し、必要な事項を定めるものとする。

１　募集人員等

(1) 募集人員

ア　視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

学校名	学科	募集人員
北海道札幌視覚支援学校	普通科	20人（うち重複障害学級12人）

イ　聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

学校名	学科	募集人員
北海道高等聾学校	普通科	11人（うち重複障害学級３人）
	ｸﾘｰﾆﾝｸﾞ科	８人
	生活情報科	８人
	産業技術科	８人

ウ　知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

学校名	学科	募集人員
北海道美唄養護学校	普通科	22人（うち重複障害学級６人）
北海道南幌養護学校	普通科	33人（うち重複障害学級９人）
北海道札幌養護学校	普通科	44人（うち重複障害学級３人、訪問教育９人）
もなみ学園分校	普通科	19人（うち重複障害学級３人）
共栄分校	普通科	11人（うち重複障害学級３人）
北海道星置養護学校ほしみ高等学園	普通科	52人（うち重複障害学級６人、訪問教育６人）
北海道余市養護学校	普通科	25人（うち重複障害学級６人、訪問教育３人）
しりべし学園分校	普通科	14人（うち重複障害学級６人）
北海道室蘭養護学校	普通科	22人（うち重複障害学級６人）
北海道平取養護学校	普通科	19人（うち重複障害学級３人）
静内ﾍﾟﾃｶﾘの園分校	普通科	19人（うち重複障害学級３人）
北海道七飯養護学校	普通科	22人（うち重複障害学級６人）
おしま学園分校	普通科	11人（うち重複障害学級３人）
北海道鷹栖養護学校	普通科	33人（うち重複障害学級９人）
北海道東川養護学校	普通科	28人（うち重複障害学級９人、訪問教育３人）
北海道稚内養護学校	普通科	11人（うち重複障害学級３人）
北海道北見支援学校	普通科	22人（うち重複障害学級３人、訪問教育３人）
北海道紋別養護学校	普通科	14人（うち重複障害学級３人、訪問教育３人）

ひまわり学園分校	普通科	11人（うち重複障害学級３人）
北海道帯広養護学校	普通科	36人（うち重複障害学級９人、訪問教育３人）
北海道釧路養護学校	普通科	36人（うち重複障害学級９人、訪問教育３人）
北海道夕張高等養護学校	普通科	９人（重複障害学級９人）
北海道雨竜高等養護学校	農業科	８人
	木工科	８人
	工業科	８人
	家庭科	16人
	生活園芸科	８人
	生活窯業科	８人
北海道札幌高等養護学校	産業科	16人
	木工科	16人
	ｸﾘｰﾆﾝｸﾞ科	８人
	生活園芸科	８人
	生活家庭科	８人
北海道札幌稲穂高等支援学校	木工科	８人
	環境・流通サポート科	16人
	福祉ｻｰﾋﾞｽ科	８人
	生活技術科	８人
	生活家庭科	８人
北海道千歳高等支援学校	環境・流通サポート科	16人
	生活技術科	８人
北海道白樺高等養護学校	産業科	８人
	木工科	８人
	工業科	８人
	家庭科	８人
	ｸﾘｰﾆﾝｸﾞ科	８人
	生活園芸科	８人
	生活窯業科	８人
北海道新篠津高等養護学校	産業科	８人
	木工科	８人
	ｸﾘｰﾆﾝｸﾞ科	８人
	家庭科	８人
	生活園芸科	８人
	生活家庭科	16人
	生活技術科	８人
北海道小樽高等支援学校	木工科	８人
	環境・流通サポート科	16人
	福祉ｻｰﾋﾞｽ科	16人
	家庭科	８人
	生活技術科	８人
	生活家庭科	８人
北海道伊達高等養護学校	農業科	８人
	木工科	８人
	工業科	８人

	家　庭　科	８人
	生活園芸科	８人
	生活窯業科	８人
北海道函館五稜郭支援学校	環境・流通サポート科	16人
北海道今金高等養護学校	産　業　科	８人
	農　業　科	８人
	生活家庭科	８人
北海道美深高等養護学校	木　工　科	８人
	工　業　科	８人
	家　庭　科	８人
	生活園芸科	８人
	生活窯業科	８人
	生活技術科	８人
あいべつ校	産業総合科	16人
北海道小平高等養護学校	木　工　科	８人
	ｸﾘｰﾆﾝｸﾞ科	８人
	産　業　科	８人
	生活園芸科	８人
北海道紋別高等養護学校	産　業　科	８人
	木　工　科	８人
	ｸﾘｰﾆﾝｸﾞ科	８人
	家　庭　科	８人
	生活園芸科	８人
北海道中札内高等養護学校	農　業　科	８人
	木　工　科	８人
	工　業　科	８人
	産　業　科	８人
	生活窯業科	８人
	生活家庭科	８人
幕別分校	産業総合科	16人
北海道釧路鶴野支援学校	環境・流通サポート科	８人
	福祉ｻｰﾋﾞｽ科	８人
	生活技術科	８人
北海道中標津高等養護学校	産　業　科	16人
	木　工　科	16人
	ｸﾘｰﾆﾝｸﾞ科	８人
	生活園芸科	８人
	生活家庭科	８人

エ　肢体不自由者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

学　校　名	学　科	募　集　人　員
北海道真駒内養護学校	普　通　科	21人（重複障害学級18人、訪問教育３人）
北海道手稲養護学校	普　通　科	３人（重複障害学級３人）
北海道拓北養護学校	普　通　科	15人（重複障害学級15人）
北海道函館養護学校	普　通　科	６人（重複障害学級６人）
北海道旭川養護学校	普　通　科	15人（重複障害学級12人、訪問教育３人）

北海道網走養護学校	普通科	15人（重複障害学級12人、訪問教育３人）
北海道白糠養護学校	普通科	６人（重複障害学級６人）
北海道岩見沢高等養護学校	普通科	16人
	工業科	16人
	商業科	
	生活科学科	

オ　病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）である生徒に対する教育を行う特別支援学校

学校名	学科	募集人員
北海道八雲養護学校	普通科	14人（うち重複障害学級６人）

（注）１　ウに掲げる特別支援学校（高等部のみを置く学校を除く。）に設置する普通科は、障害の程度が重い生徒を対象とする学科である。

　また、北海道夕張高等養護学校に設置する普通科は、重複障害がある生徒を対象とする学科である。

２　ウに掲げる特別支援学校のうち、高等部に職業学科を設置する特別支援学校（高等養護学校、高等支援学校、北海道函館五稜郭支援学校及び北海道釧路鶴野支援学校。以下「職業学科を設置する高等部」という。）に設置する農業科、産業科、木工科、工業科、環境・流通サポート科、家庭科、クリーニング科、福祉サービス科及び産業総合科は、障害の程度が比較的軽い生徒を対象とする学科であり、生活園芸科、生活窯業科、生活技術科及び生活家庭科は、障害の程度が比較的重い生徒を対象とする学科である。

３　ウからオまでに掲げる特別支援学校高等部に設置する普通科（訪問教育）の募集人員は、特別支援学校中学部の訪問学級に在籍している生徒で平成27年３月末日までに卒業見込みのもの（以下「現年度卒業生」という。）に係る募集人員である。ただし、平成26年３月末日以前に特別支援学校（平成19年３月以前に設置されていた養護学校を含む。）中学部の訪問学級を卒業した者に係る募集人員は、各特別支援学校の高等部に設置する普通科（訪問教育）における現年度卒業生の進学希望者数に現に特別支援学校高等部に設置する普通科（訪問教育）の第１学年又は第２学年に在籍する生徒のうち進級予定者数を加えた合計数（以下「合計在籍予定者数」という。）に応じて編制される学級の数に３を乗じた数から、合計在籍予定者数を差し引いた数とする。

(2) 出願できる学校は、１校とする。

(3) 出願しようとする学校が北海道高等聾学校又は北海道岩見沢高等養護学校の場合は、出願しようとする学校に設置されている学科のうちから最大第４志望までを選択し、出願することができる。

(4) 職業学科を設置する高等部にあっては、志望学科について、次のとおり出願し、また、希望することができる。

ア　第１志望の学科として出願しようとする学科が農業科、産業科、木工科、工業科、環境・流通サポート科、家庭科、クリーニング科、福祉サービス科又は産業総合科の場合

　第１志望の学科として出願しようとする学科のほか、志望する学校に設置されている上記の学科のうちから最大第５志望までを選択し、出願することができる。

　また、出願しようとする学科とは別に、生活園芸科、生活窯業科、生活技術科又は生活家庭科のうち、当該学校に設置されている学科を、出願に併せて希望することができる。

イ　第１志望の学科として出願しようとする学科が生活園芸科、生活窯業科、生活技術科又は生活家庭科の場合

　第１志望の学科として出願しようとする学科のほか、志望する学校に設置されている上記の学科のうちから最大第３志望までを選択し、出願することができる。

　また、出願しようとする学科とは別に、農業科、産業科、木工科、工業科、環境・流通サポート科、家庭科、クリーニング科又は福祉サービス科のうち、当該学校に設置されている学科を、出願に併せて希望することができる。

２　出願資格

次に該当する者で、かつ、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病

弱者であること。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第82条において準用する同法第57条の規定に基づき次のいずれかに該当する者であること。

ア　特別支援学校（平成19年３月以前に設置されていた盲学校、聾学校及び養護学校を含む。）の中学部又は中学校を卒業した者（平成27年３月末日までに卒業見込みの者を含む。）

イ　中等教育学校の前期課程を修了した者（平成27年３月末日までに中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者を含む。）

ウ　外国において、学校教育における９年の課程を修了した者

エ　文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者（平成27年３月末日までに当該施設の当該課程を修了する見込みの者を含む。）

オ　文部科学大臣の指定した者

カ　就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則（昭和41年文部省令第36号）により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者

キ　出願先の特別支援学校の校長が、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(2) 特別支援学校高等部の普通科（訪問教育）に出願する者にあっては、原則として特別支援学校中学部の訪問学級に在籍している生徒で平成27年３月末日までに卒業見込みの者及び平成26年３月末日以前に特別支援学校（平成19年３月以前に設置されていた養護学校を含む。）中学部の訪問学級を卒業した者

(3) 北海道八雲養護学校に出願する者にあっては、原則として独立行政法人国立病院機構八雲病院に入院している者

(4) 北海道手稲養護学校に出願する者にあっては原則として北海道立子ども総合医療・療育センターに、北海道旭川養護学校に出願する者にあっては原則として北海道立旭川肢体不自由児総合療育センターに入所している者

(5) 北海道白糠養護学校に出願する者にあっては、原則として社会福祉法人北海道社会福祉事業団白糠学園に入所している者

(6) 特別支援学校分校高等部（北海道星置養護学校ほしみ高等学園、北海道美深高等養護学校あいべつ校及び北海道中札内高等養護学校幕別分校を除く。）に出願する者にあっては、原則として当該特別支援学校（平成19年３月以前に設置されていた養護学校を含む。）分校中学部を卒業した者（平成27年３月末日までに卒業見込みの者を含む。）

３　出願手続

(1) 出願者の手続

出願者は、次の書類を、現に在学している、又は卒業した特別支援学校（平成19年３月以前に設置されていた盲学校、聾学校及び養護学校を含む。）又は中学校等の校長（以下「在学校等の校長」という。）を経由して、出願先の特別支援学校の校長（以下「出願先の校長」という。）に提出すること。

なお、出願に必要な書類の請求は、直接出願先の校長に対して行うこと。郵送を希望する場合は、郵送料は請求者の負担とするが、請求部数や出願先の校長が定める書類により郵送料が異なるので、あらかじめ確認の上、所要額の切手を送付すること。

ア　入学願書

北海道立特別支援学校学則（昭和55年北海道教育委員会規則第５号）第16条に規定する入学願書

イ　写真

平成26年10月１日以降において、上半身を正面から撮影した写真（縦７㎝、横５㎝）を、出願先の校長が定める様式に貼り付けること。

ウ　その他

出願先の校長が必要と認めるもの

(2) 在学校等の校長の手続

在学校等の校長は、出願先の校長に出願者の入学願書及び写真を送付するときは、併せて、出願先の校長の定める個人調査書を作成し、提出すること。

(3) 出願先の校長の手続

出願先の校長は、入学願書を受け付けたときは、４の出願期間（職業学科を設置する高等部にあっては、５の(1) の出願変更の受付期間）の経過後、速やかに受検票を作成し、在学校等の校長を経由して、出願者に交付すること。

4　出願期間

平成27年１月７日（水）から同月22日（木）正午までとする。ただし、職業学科を設置する高等部への出願は、平成27年１月７日（水）から同月14日（水）正午までとする。

5　出願変更

職業学科を設置する高等部へ出願した者は、出願先の変更を行うことができる。

(1) 出願変更の受付期間

平成27年１月15日（木）から同月22日（木）正午までとする。

(2) 出願変更の手続

ア　出願の変更をしようとする出願者は、在学校等の校長を経由して当初の出願先である職業学科を設置する高等部の校長に出願変更届（別記様式）及び３の(1)のウに定める「出願先の校長が必要と認めるもの」を提出すること。

イ　出願変更届を受け付けた当初出願先の校長は、出願校に変更があるときは、出願変更先の校長に出願書類を送付すること。

(3) 出願変更を行う場合の留意事項

ア　出願変更先は職業学科を設置する高等部に限るものとする。

イ　出願変更に伴う学科の変更については、出願変更先となる学校において、その学校に設置されている学科のうちから志望する学科を選択し、１の(4)の定めに準じて、出願及び併せて希望することができる。

(4) 出願状況の発表

職業学科を設置する高等部における出願状況の発表の期日等は、次のとおりとする。

ア　当初出願の状況

期　日	時　間	発　表　内　容	場　所
１月15日(木)	10：00	平成27年１月14日(水)正午までの出願状況	職業学科を設置する高等部各校(掲示) 北海道教育庁学校教育局特別支援教育課（発表）

イ　最終出願の状況

期　日	時　間	発　表　内　容	場　所
１月26日(月)	10：00	平成27年１月22日(木)正午までの出願状況	職業学科を設置する高等部各校(掲示) 北海道教育庁学校教育局特別支援教育課（発表）

6　出願先及び受検会場

出願先及び受検会場は、次のとおりとする。

(1) 視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

学　校　名	所　在　地　・　電　話　番　号
北海道札幌視覚支援学校	〒064-8629　札幌市中央区伏見４丁目４番21号 北海道高等盲学校 TEL 011 - 561 - 7107

(2) 聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

学　校　名	所　在　地　・　電　話　番　号
北海道高等聾学校	〒047-0261　小樽市銭函１丁目５番１号 TEL 0134 - 62 - 2624

(3) 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

学　校　名	所　在　地　・　電　話　番　号
北海道美唄養護学校	〒072-0811　美唄市東７条南３丁目１番１号 TEL 0126 - 62 - 6511
北海道南幌養護学校	〒069-0232　空知郡南幌町緑町５丁目１番１号 TEL 011 - 378 - 2313
北海道札幌養護学校	〒004-0069　札幌市厚別区厚別町山本751番地206 TEL 011 - 896 - 1311
北海道札幌養護学校もなみ学園分校	〒005-0850　札幌市南区石山東３丁目４番１号 TEL 011 - 591 - 8811
北海道札幌養護学校	〒061-1112　北広島市共栄274番地１

共栄分校		TEL 011 － 373 － 6859
北海道星置養護学校 ほしみ高等学園	〒006-0860	札幌市手稲区手稲山口740番地１ TEL 011 － 681 － 6500
北海道余市養護学校	〒046-0023	余市郡余市町梅川町377番地３ TEL 0135 － 23 － 7831
北海道余市養護学校 しりべし学園分校	〒048-0101	寿都郡黒松内町字黒松内564番地 TEL 0136 － 72 － 3903
北海道室蘭養護学校	〒050-0061	室蘭市八丁平３丁目７番27号 TEL 0143 － 45 － 8270
北海道平取養護学校	〒055-0107	沙流郡平取町本町112番地７ TEL 01457 － 2 － 3178
北海道平取養護学校 静内ﾍﾟﾃｶﾘの園分校	〒056-0023	日高郡新ひだか町静内ときわ町１丁目１番35号 TEL 0146 － 43 － 2918
北海道七飯養護学校	〒041-1112	亀田郡七飯町鳴川５丁目21番１号 TEL 0138 － 65 － 7004
北海道七飯養護学校 おしま学園分校	〒049-0282	北斗市当別697番地55 TEL 0138 － 75 － 2717
北海道鷹栖養護学校	〒071-1233	上川郡鷹栖町北野西３条２丁目１番１号 TEL 0166 － 87 － 2279
北海道東川養護学校	〒071-1410	上川郡東川町西10号北36番地 TEL 0166 － 82 － 4586
北海道稚内養護学校	〒098-6642	稚内市声問５丁目23番７号 TEL 0162 － 26 － 2292
北海道北見支援学校	〒090-0807	北見市川東229番地１ TEL 0157 － 61 － 0071
北海道紋別養護学校	〒094-0021	紋別市大山町３丁目14番地 TEL 0158 － 23 － 9275
北海道紋別養護学校 ひまわり学園分校	〒099-0622	紋別郡遠軽町生田原安国302番地２ TEL 0158 － 46 － 2171
北海道帯広養護学校	〒080-2475	帯広市西25条南２丁目７番３号 TEL 0155 － 37 － 6773
北海道釧路養護学校	〒085-0054	釧路市暁町11番１号 TEL 0154 － 25 － 3439
北海道夕張高等養護学校	〒068-0424	夕張市千代田７番地１ TEL 0123 － 56 － 5530
北海道雨竜高等養護学校	〒078-2600	雨竜郡雨竜町字尾白利加92番地21 TEL 0125 － 78 － 3101
北海道札幌高等養護学校	〒006-0829	札幌市手稲区手稲前田485番地３ TEL 011 － 685 － 7744
北海道札幌稲穂高等支援学校	〒006-0034	札幌市手稲区稲穂４条７丁目12番１号 TEL 011 － 695 － 6922
北海道千歳高等支援学校	〒066-0045	千歳市真々地２丁目３番１号 TEL 0123 － 23 － 6681
北海道白樺高等養護学校	〒061-1264	北広島市輪厚621番地１ TEL 011 － 376 － 2353
北海道新篠津高等養護学校	〒068-1115	石狩郡新篠津村第45線北13番地 TEL 0126 － 58 － 3280
北海道小樽高等支援学校	〒047-0261	小樽市銭函１丁目10番１号 TEL 0134 － 61 － 3400
北海道伊達高等養護学校	〒052-0012	伊達市松ケ枝町105番地13

	TEL 0142 － 25 － 5115
北海道函館五稜郭支援学校	〒040-0001　函館市五稜郭町39番13号 TEL 0138 － 53 － 9395
北海道今金高等養護学校	〒049-4304　瀬棚郡今金町字今金454番地１ TEL 0137 － 82 － 3121
北海道美深高等養護学校	〒098-2252　中川郡美深町字西町25番地 TEL 01656 － 2 － 2155
北海道美深高等養護学校 あいべつ校	〒078-1403　上川郡愛別町字南町27番地 TEL 01658 － 6 － 5811
北海道小平高等養護学校	〒078-3442　留萌郡小平町字鬼鹿田代577番地２ TEL 0164 － 57 － 1203
北海道紋別高等養護学校	〒099-5172　紋別市渚滑町元新１丁目152番地１ TEL 0158 － 24 － 1120
北海道中札内高等養護学校	〒089-1345　河西郡中札内村東５条南１丁目８番地 TEL 0155 － 68 － 3266
北海道中札内高等養護学校 幕別分校	〔出願先〕 〒089-0615　中川郡幕別町南町81番地１ TEL 0155 － 55 － 2121
	〔受検会場〕 〒089-1345　河西郡中札内村東５条南１丁目８番地 北海道中札内高等養護学校 TEL 0155 － 68 － 3266 ※出願状況の発表、合格発表及び第２次募集人員の発表は、出願先で行う。
北海道釧路鶴野支援学校	〒084-0924　釧路市鶴野58番92 TEL 0154 － 57 － 9011
北海道中標津高等養護学校	〒086-1053　標津郡中標津町東13条北７丁目15番地２ TEL 0153 － 72 － 6700

(4) 肢体不自由者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

学校名	所在地・電話番号
北海道真駒内養護学校	〒005-0011　札幌市南区真駒内東町２丁目２番１号 TEL 011 － 581 － 1782
北海道手稲養護学校	〒006-0033　札幌市手稲区稲穂３条７丁目６番１号 TEL 011 － 682 － 1722
北海道拓北養護学校	〒002-8091　札幌市北区南あいの里３丁目１番10号 TEL 011 － 775 － 2453
北海道函館養護学校	〒042-0916　函館市旭岡町２番地 TEL 0138 － 50 － 3311
北海道旭川養護学校	〒071-8142　旭川市春光台２条１丁目１番８号 TEL 0166 － 51 － 6507
北海道網走養護学校	〒099-2421　網走市字呼人149番地２ TEL 0152 － 48 － 2137
北海道白糠養護学校	〒088-0351　白糠郡白糠町和天別147番地２ TEL 01547 － 2 － 5353
北海道岩見沢高等養護学校	〒068-0014　岩見沢市東町２条８丁目960番地３ TEL 0126 － 23 － 5055

(5) 病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

学校名	所在地・電話番号
北海道八雲養護学校	〒049-3116　二海郡八雲町宮園町128番地 TEL 0137 － 62 － 3670

7　選考検査及び合格発表の期日等

選考検査及び合格発表の期日等は、次のとおりとする。

なお、合格者の発表は、合格者の受検番号を６に掲げる受検会場に掲示するとともに、本人に通知する。

区　　分	選考検査の期日	合格発表の期日及び時間
視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校	平成27年２月３日（火）	平成27年２月16日（月）午前９時
聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校	平成27年１月30日（金）	
知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校	平成27年２月２日（月）から２月４日（水）までのうち、いずれか校長が指定する日	
肢体不自由者である生徒に対する教育を行う特別支援学校	平成27年２月２日（月）。ただし、岩見沢高等養護学校にあっては、平成27年２月３日（火）	
病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校	平成27年２月２日（月）	

8　入学者の選考方法

出願先の校長は、次の選考検査の結果及び個人調査書を総合的に評価し、選考する。

(1)　１の(1)のア、イ、エ又はオに掲げる視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

ア　学力検査（国語、数学その他当該学校の校長の定める教科について行う。）。ただし、北海道真駒内養護学校、北海道手稲養護学校、北海道拓北養護学校、北海道函館養護学校、北海道旭川養護学校、北海道網走養護学校及び北海道白糠養護学校にあっては、他の検査によることができる。

イ　障害状況調査

ウ　面接

(2)　１の(1)のウに掲げる知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校（普通科を設置する特別支援学校にあっては、他の検査によることができる。）

ア　運動能力に関する検査

イ　作業能力に関する検査

ウ　面接

(3)　その他

普通科（訪問教育）に出願する者にあっては、(1)及び(2)の定めによらず、他の検査によることができる。

9　第２次募集

(1)　合格者の数が募集人員に達しないときは、第２次募集を行う。

(2)　募集人員の発表の期日等は、次のとおりとする。

区　　分	期　　日	場　　所
各特別支援学校	平成27年２月18日（水）	北海道教育庁学校教育局特別支援教育課及び６に掲げるそれぞれの出願先及び受検会場

(3)　出願資格

２の出願資格と同様とする。ただし、当初の入学募集において合格している者（合格者で入学しない旨の意思表示のあった者を含む。）の出願は認めない。

(4)　出願できる特別支援学校及び学科

(2)により募集人員を発表した学校及び学科

(5)　出願手続

３に定めるところによる。

(6)　出願期間

平成27年２月18日（水）から同年３月３日（火）正午までとする。ただし、職業学科を設置する高等部への出願は、平成27年２月18日（水）から同月24日（火）正午までと

する。

(7) 出願変更

職業学科を設置する高等部へ出願した者は、出願先の変更を行うことができる。

ア　出願変更の受付期間

平成27年２月25日（水）から同年３月３日（火）正午までとする。

イ　出願変更の手続

５(2)に定めるところによる。

ウ　出願変更を行う場合の留意事項

５(3)に定めるところによる。

エ　出願状況の発表

職業学科を設置する高等部における出願状況の発表の期日等は、次のとおりとする。

(ｱ) 当初出願の状況

期　　日	時　間	発　表　内　容	場　　所
２月25日(水)	10：00	平成27年２月24日(火)正午までの出願状況	職業学科を設置する高等部各校（掲示） 北海道教育庁学校教育局特別支援教育課（発表）

(ｲ) 最終出願の状況

期　　日	時　間	発　表　内　容	場　　所
３月６日(金)	10：00	平成27年３月３日(火)正午までの出願状況	職業学科を設置する高等部各校（掲示） 北海道教育庁学校教育局特別支援教育課（発表）

(8) 受検会場

第２次募集を行う学校とする。

(9) 選考検査及び合格発表の期日等

選考検査及び合格発表の期日は、第２次募集を行う学校の校長が、これを定める。ただし、合格者の発表は、７に定める方法により、平成27年３月12日（木）までに行うものとする。

(10) 入学者の選考方法

８に定めるところによる。

(11) その他

第２次募集の合格発表後、合格者の数が募集人員に達しない学校において、入学希望者（特別支援学校の第２次募集において合格とならなかった者のうち、同一障害種の学校を希望する者に限る。）がある場合は、当該学校の校長は平成27年３月27日（金）までの間に選考の上、入学させることができる。

10　道外からの出願手続

(1) 出願できる場合

保護者の住所が道外に在り、平成27年４月７日（火）までに道内に住居を移転することが確実なときとする。

(2) 出願手続

３に定めるところによるほか、併せて、出願事情を説明した書類を提出するものとする。

(3) 出願期間

４に定めるところによる。

なお、第２次募集にあっては、９の(6)に定めるところによる。

11　その他

寄宿舎を設置する特別支援学校の入学者のうち、通学が困難な者は、寄宿舎に入舎することができる。

（別記様式）

※受検番号	

出　願　変　更　届

平成　　年　　月　　日

北海道　　学校長　様

出願者署名又は記名

保　護　者　署　名

私は、貴校に出願しましたが、北海道　　学校に出願変更したいので、届け出ます。

ふりがな 出願者 氏名	男 女 平成　年　月　日生	卒業 (見込) 年月日	平成　　年　　月　　日 （卒業・卒業見込）
現住所	□□□ － □□□□	出身 (在籍) 学校名	
備考			

上記の届出があったので、提出します。

在籍（又は出身）学校長名　　印

別記3

平成27年度道立特別支援学校（専攻科）入学者募集要項

この要項は、平成27年度の道立特別支援学校の専攻科の入学者の募集に関し、必要な事項を定めるものとする。

1　募集人員及び修業年限

(1) 視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

学校名	学科	募集人員	修業年限
北海道札幌視覚支援学校	理療科	16人	３年
	保健理療科	８人	３年

(2) 聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

学校名	学科	募集人員	修業年限
北海道高等聾学校	情報デザイン科	８人	２年

2　出願資格

視覚障害者又は聴覚障害者で、かつ、学校教育法（昭和22年法律第26号）第82条において準用する同法第58条第２項の規定に基づき、次のいずれかに該当する者

ア　特別支援学校（平成19年３月以前に設置されていた盲学校、聾学校及び養護学校を含む。）の高等部又は高等学校を卒業した者（平成27年３月末日までに卒業見込みの者を含む。）
イ　中等教育学校を卒業した者（平成27年３月末日までに卒業見込みの者を含む。）
ウ　外国において、学校教育における12年の課程を修了した者
エ　高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第１号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同令附則第２条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）

３　出願手続

(1) 出願者の手続

出願者は、次の書類を、現に在学している、又は卒業した特別支援学校（平成19年３月以前に設置されていた盲学校、聾学校及び養護学校を含む。）又は高等学校等の校長（以下「在学校等の校長」という。）を経由して、出願先の特別支援学校の校長（以下「出願先の校長」という。）に提出すること。

なお、出願に必要な書類の請求は、直接出願先の校長に対して行うこと。郵送を希望する場合、郵送料は請求者の負担とするが、請求部数や出願先の校長が定める書類により郵送料が異なるので、あらかじめ確認の上、所要額の切手を送付すること。

ア　入学願書
出願先の校長が定める入学願書

イ　写真
平成26年10月１日以降において、上半身を正面から撮影した写真（縦７cm、横５cm）を、出願先の校長が定める様式に貼り付けること。

ウ　その他
出願先の校長が必要と認めるもの

(2) 在学校等の校長の手続

在学校等の校長は、出願先の校長に出願者の入学願書、写真等を送付するときは、併せて、出願先の校長の定める個人調査書を作成し、提出すること。

(3) 出願先の校長の手続

出願先の校長は、入学願書を受け付けたときは、速やかに受検票を作成し、在学校等の校長を経由して、出願者に交付すること。

４　出願期間

平成27年１月７日（水）から同月22日（木）正午までとする。

５　出願先及び受検会場

出願先及び受検会場は、次のとおりとする。

(1) 視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

学　校　名	所　在　地　・　電　話　番　号
北海道札幌視覚支援学校	〒064-8629　札幌市中央区伏見４丁目４番21号 北海道高等盲学校 TEL 011 - 561 - 7107

(2) 聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

学　校　名	所　在　地　・　電　話　番　号
北海道高等聾学校	〒047-0261　小樽市銭函１丁目５番１号 TEL 0134 - 62 - 2624

６　選考検査及び合格発表の期日等

選考検査及び合格発表の期日等は、次のとおりとする。

なお、合格者の発表は、合格者の受検番号を５に掲げる受検会場に掲示するとともに、本人に通知する。

学　校　名	選考検査の期日	合格発表の期日及び時間
北海道札幌視覚支援学校	平成27年２月３日（火）	平成27年２月16日（月） 午前９時
北海道高等聾学校	平成27年１月30日（金）	

７　入学者の選考方法

出願先の校長は、次の選考検査の結果及び個人調査書を総合的に評価し、選考する。

(1) 学力検査（当該学校の校長の定める教科。詳細は出願する学校に問い合わせること。）

(2) 北海道高等聾学校にあっては、適性検査
(3) 障害状況調査
(4) 面接

８　第２次募集

(1) 合格者の数が募集人員に達しないときは、第２次募集を行う。
(2) 募集人員の発表の期日等は、次のとおりとする。

学　校　名	期　　日	場　　所
北海道札幌視覚支援学校	平成27年２月18日（水）	北海道教育庁学校教育局特別支援教育課及び５に掲げるそれぞれの受検会場
北 海 道 高 等 聾 学 校		

(3) 出願資格
　２の出願資格と同様とする。ただし、当初の入学募集において合格している者（合格者で入学しない旨の意思表示のあった者を含む。）の出願は認めない。
(4) 出願できる特別支援学校及び学科
　(2)により募集人員を発表した学校及び学科
(5) 出願手続
　３に定めるところによる。
(6) 出願期間
　平成27年２月18日（水）から同年３月３日（火）正午までとする。
(7) 受検会場
　第２次募集を行う学校とする。
(8) 選考検査及び合格発表の期日等
　選考検査及び合格発表の期日は、第２次募集を行う学校の校長がこれを定める。ただし、合格者の発表は、６に定める方法により、平成27年３月19日（木）までに行うものとする。
(9) 入学者の選考方法
　７に定めるところによる。

９　その他

入学者のうち、通学が困難な者は、寄宿舎に入舎することができる。

北海道教育委員会告示第74号

次の者を、社会教育法（昭和24年法律第207号）第９条の４第４号に規定する教養と経験を有し、社会教育主事となる資格があるものと認定した。

平成26年11月25日

北海道教育委員会委員長　中　村　隆　信

認　定　年　月　日	認 定 番 号	住　　所	氏　　名
平成26年11月10日	北海道第444号	真狩村	釜　野　克　己